

市民農園 利用者募集

募集案内



青空の下、土に触れ、汗を流し、
野菜や草花を作る喜びを味わってみませんか？

坂戸市役所 農業振興課 農業振興係

☎049-283-1331（内線 334）

住所：坂戸市千代田1-1-1（坂戸市役所内2階）

メールアドレス：sakado34@city.sakado.lg.jp



市民農園利用者募集要領

市民農園等の概要

◎募集を行う農園は以下のとおり

農園名	運営者	所在地	区画面積 (㎡)	募集 区画数	利用料金 (円/年)	備考
①八幡市民農園	坂戸市	八幡 1 丁目 160-8	35	45	8,400	
②浅羽市民農園	坂戸市	浅羽 1444 外	35	37	6,000	
③石井第一市民農園	坂戸市	石井 1657-1 外	35	14	6,000	旧：石井 5 市民農園
			50	22	8,400	
④石井第二市民農園	坂戸市	石井 1655	35	16	6,000	
⑤石井第三市民農園	坂戸市	石井 1651-1 外	35	6	6,000	旧：石井 6 市民農園
			50	11	8,400	
⑥べじ食べる三芳野	個人	小沼 527 外	15	10	7,000	農機具の貸出や井戸、トイレがあります。

※利用料金は、毎年度初めに送付する納付書を使用し、1年分の利用料金をお支払していただきます。年度途中で解約されても返金はいたしませんのでご了解ください。

◎利用期間 契約日から令和9年2月28日まで

※**注意事項** 市と土地所有者との協議結果によっては、利用期間が短くなる場合もありますので、**予め、ご了承ください。**

◎利用資格 市内在住者で年間を通して農園をきちんと利用（管理・耕作）できる方に限ります。また、利用については1家族につき1区画に限らせていただきます。（空き区画がある場合は、2区画以上の利用も相談に応じます。）

※「⑥べじ食べる三芳野」は市外の方も利用可能です。

◎その他 坂戸市が運営する農園には、農具、農資材、水の準備が有りませんので、各自でご持参をお願いします。

利用申込について

◎申込方法 農業振興課へ希望する農園の空き状況を確認の上、以下のいずれかの方法で申込書を提出ください。なお、電話・FAXによる申込みはできません。

- ①坂戸市役所 2階農業振興課窓口へ直接持参
- ②郵送
- ③メール

市民農園利用上の注意事項

利用区画等のお願い

- ★野菜クズ、除去した雑草等を空き区画等に放置することはご遠慮ください。
- ★利用区画と併せて、利用区画に隣接する通路、駐車場等の共用部分を良好な状態（雑草、ゴミ等が無い状態）に保てるようご協力をお願いします。

禁止事項

- ★建物及び工作物を設置すること。
- ★営利を目的として作物を栽培すること。
- ★他の利用者の迷惑となるような行為をすること。
- ★樹木、多年生植物、稲等を栽培すること。（例としてミカンなど）
- ★法令その他取り決めに反すること。
- ★家庭用生ごみ処理器（コンポスター）を設置すること。

返還のときのお願い

- ★利用期間時、利用者の都合により、利用区画を返還するときは、利用区画においては、野菜、雑草、農資材等が無い状態にし、利用区画に隣接する通路においては、雑草、ゴミ等が無い状態にし、返還してください。

その他

- ★利用者は、耕作権・借地権等の一切の権限はありませんのでご了解ください。
- ★利用区画、利用区画に隣接する通路が、良好な状態（雑草、ゴミ等が無い状態）で無いと市が判断した場合、利用契約を強制解除する場合がありますのでご了承ください。
- ★空き区画、利用区画に隣接する通路、駐車場等の共用部分に農園管理上、除草剤（農薬）を散布する場合がありますので、ご了承ください。
- ★上記事項の他、農園の利用に際して、市の指示に従っていただくことがあります。その際は、ご協力をお願いします。